

地域密着型サービスの

事前協議申請受け付け

薩摩川内市老人福祉計画・第5期介護保険事業計画に基づき事業者を募集します。
【応募資格】 応募時点で市内に事業所または事務所を有し、次のサービスの開設を予定している事業者

【応募できるサービス】
▼複合型サービス
【応募締切】 5月24日(金)必着

【応募方法】 本庁2階高齢・介護福祉課に備え付けの地域密着型サービス事前協議申請書などに必要事項を記入の上、直接または送付
【応募・問合せ先】 本庁高齢・介護福祉課介護指導G(内線2656)

離島高校生

修学支援事業の実施

離島振興法の改正を踏まえ、平成25年度から、新たに離島高校生修学支援事業を実施します。
離島高校生修学支援事業は、離島地区の中学校を卒業し、市内外の高校などへ進学する生徒について、下宿代など保護者(離島在住)の経済的負担を支援す

ることを目的としています。
支援額は、月額2万円で、7月・11月・3月の年3回の申請に基づき支給されます。
なお、昨年度まで実施していましたが、離島地区市内高校入学生金制度は廃止します。
詳細については、お問い合わせください。

【申込・問合せ先】 本庁学校教育課学事G(内線5322)および離島地区各支所教育課
【対象者】 次の条件を満たす方
▼市内で生産・販売を行っている中小企業者
▼市税を滞納していない方

店舗改装費補助金を創設しました

【対象工事】 店舗などの改修工事(増改築を含む)で20万円以上の工事に係る経費
【補助金の額】
▼補助率 20%
▼補助上限 20万円
【施工業者】 市内の施工業者で市に登録のあるもの
【受付開始】 5月7日(火)から(先着順)
【受付場所】 本庁4階商工振興課または離島4支所産業建設課

【問合せ】 本庁商工振興課商工振興G(内線4321)
平成25年度
快適環境づくり補助金を拡充しました
快適な環境づくりの取り組みをより一層支援します。
この補助金は「市民活動支援基金」で運用しています。
【拡充内容】 対象団体や事業内容などにより補助率および補助金額の上限を引き上げます。
詳しくは市役所環境課にお問い合わせください。

【対象団体】 自治会、子供会、老人会、高齢者クラブ、PTA、ボランティアグループ、NPOなどのクラブや団体
【対象活動】 フラワーポットの設置、花の植栽 他
【補助金額】 必要経費(人件費、委託費および飲食費を除く)の80%~100%
\*5万円~10万円を限度とし、1団体に対し、年1回の補助となります。

【手続方法】 事業着手前に補助金交付申請書を提出してください。(事業終了後に実績報告書を提出)
【問合せ】 本庁環境課生活環境G(内線2741・2742)および各支所市民生活課
を着用しましょう。
かまれた後に発熱などの症状が認められた場合は、早めに医療機関を受診してください。
また、吸血中のマダニに気付いた際は、できるだけ医療機関で処置してもらってください。
【問合せ】 県庁健康増進課感染症保健係
099(286)2724

地球にやさしい

環境整備補助金の補助対象設備を追加しました!

本市では、自然エネルギー利用促進、温室効果ガス排出量削減のため、地球にやさしい環境の整備に対し、補助金を交付しています(住宅用太陽光発電設備の導入、プラグインハイブリッド自動車および電気自動車の購入、電動アシスト自転車の購入)。平成25年度から新たに、不特定多数の方が利用可能な電気自動車等充電設備(対象事業者)も補助対象設備に追加しました。

【対象】 平成23年4月1日以降に国が実施する補助に応募され、既存の住宅および新築住宅に太陽光発電設備を本市内の施工業

光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM2.5)に注意を!

「光化学オキシダント」は、工場や自動車から排出される窒素酸化物などが紫外線により変化したものです。春季や秋季の日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度となりやすい傾向があり、大気中に増えすぎると、目やのどに刺激を感じる場合があります。
今からの時期は濃度が高くなり、注意報が発令される可能性が高くなります。



\*春季や秋季の日差しが強く、気温が高く、風が弱い日に高濃度となりやすい傾向にあります。

また、「微小粒子状物質」(PM2.5)は、工場からの煙や自動車の排気ガスなどに含まれる粒径2.5μm以下の小さな粒子のことです。中国からの飛来

が懸念されています。
注意報が発令されたときは、防災行政無線やテレビ、ラジオなど注意して聞いてください。
【注意報発令時の注意事項】
▼屋外での過激な運動を控えてください。
▼自動車などの使用や外出は控えてください。
▼換気や窓の開閉は、必要最小限にしてください。

光化学オキシダントの場合

▼目がチカチカしたり、のどに刺激を感じるときは、水道水などで洗眼やうがいを行ってください。
▼症状が改善しない、症状が重いと感じた場合は医療機関の診断を受けてください。

PM2.5の場合

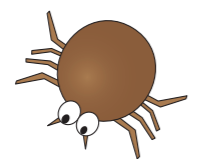
▼被害を受けた方は、当該学校、幼稚園・保育園などの施設の管理者、市役所環境課、市民健康課、各支所市民生活課または東北薩地域振興局第2庁舎(川薩保健所)へご連絡ください。

【補助金額】 対象設備1基につき20万円
【電気自動車等充電設備】
【対象】 平成25年4月1日以降に国が実施する補助に応募され、不特定多数の方が利用可能な駐車場などに、電気自動車等充電設備を市内の施工業者により設置した市内に事業所を有する法人または個人事業者で、国補助金の交付決定を受けている事業者
【補助金額】 対象設備1基につき、充電器本体購入費および設置工事などに係る経費の3分の1、限度額は、急速充電器は50万円、普通充電器は15万円
\*補助金の交付に際しては、前記以外の条件があります。
設置・購入・申請の前に、詳細についてお問い合わせください。

【申込・問合せ先】 本庁新エネルギー対策課新エネルギー対策G(内線5522)および各支所市民生活課
【補助金額】 対象設備1基につき20万円
【電気自動車等充電設備】
【対象】 平成25年4月1日以降に国が実施する補助に応募され、不特定多数の方が利用可能な駐車場などに、電気自動車等充電設備を市内の施工業者により設置した市内に事業所を有する法人または個人事業者で、国補助金の交付決定を受けている事業者
【補助金額】 対象設備1基につき、充電器本体購入費および設置工事などに係る経費の3分の1、限度額は、急速充電器は50万円、普通充電器は15万円
\*補助金の交付に際しては、前記以外の条件があります。
設置・購入・申請の前に、詳細についてお問い合わせください。

悪臭防止法の規制地域が拡大されます
悪臭防止法による規制は、全ての事業活動を対象としていますが、あらかじめ指定した地域(規制地域)のみ適用されます。
これまで、川内、樋脇、入来、祁答院および上甕の各地域のみを指定していましたが、平成25年4月1日からは、その他の地域が新たに指定され、市内全域が悪臭防止法の規制地域になっています。
規制基準については、地域区分により異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
【問合せ】 本庁環境課生活環境G(内線2741)
鳥獣被害防止施設の設置に係る補助事業の実施について【市事業】
イノシシ、シカ、鳥などによる農林産物の被害を防止するために、鳥獣被害防止施設(電気柵など)を設置される方で次の要件を満たす方に補助金を交付します。
【対象者】 市内に居住し、農林産物を生産する個人または団体
【対象面積】 対象農地などが1000㎡以上(対象農地などがゴルフ集落内にある場合はこ

の限りではない。)
\*事前着工は認められません。
\*補助率などの詳細は申し込みの際に説明します。
【申請方法】 本庁4階農政課または各支所産業建設課に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、直接申し込みください。
\*予算の範囲内での補助となりますので、早めに申請してください。
【申込・問合せ先】 本庁農政課農業振興G(内線4222)および各支所産業建設課
重症熱性血小
板減少症候群
(SFTS)は、SFTSウイルスを保有しているマダニにかまれることにより感染する病気で、国内でも発熱や消化器症状等症例は報告されていますが、重症化すると死亡することもあります。
春は、マダニの活動が盛んになるので、森林、草むら、やぶなどに入る場合には、長袖、長ズボン、足を完全に覆う靴など



①住宅用太陽光発電設備
【対象】 平成23年4月1日以降に国が実施する補助に応募され、既存の住宅および新築住宅に太陽光発電設備を本市内の施工業

者により設置した方、または設置済みの建売住宅を購入した方で、国補助金の交付決定を受けている方
【補助金額】 太陽電池モジュール最大出力1kw当たり4万円、限度額16万円
②プラグインハイブリッド自動車・電気自動車
【対象】 平成23年4月1日(プラグインハイブリッド自動車に限っては平成24年4月1日)以降に、国が実施している補助金の交付を申請し、交付決定を受けている方
【補助金額】 国が実施している補助金額の3分の1、限度額30万円
③電動アシスト自転車
【対象】 大型・中型・普通自動車免許を有して、電動アシスト自転車を本市内で購入した方
【補助金額】 本体価格の3分の1、限度額3万円
④家庭用燃料電池システム
【対象】 平成25年4月1日以降に国が実施する補助に応募され、既存の住宅および新築住宅に家庭用燃料電池システムを本市内の施工業者により設置した方、または設置済みの建売住宅を購入した方で、国補助金の交付決定を受けている方